3　地域脱炭素化促進施設の整備の内容

⑴　再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備の内容

①　再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設（附属設備を除く。）

（略）

㈱1　「施設の種類」欄には、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号。以下「高度化法施行令」という。）第４条を参照し、再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において用いるものの種類を記入すること。

＜参考：エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）（抄）＞

第４条

一　太陽光

二　風力

三　水力

四　地熱

五　太陽熱

六　大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）

七　バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（（中略）化石燃料を除く。）をいう。）

なお、再生可能エネルギー発電施設において高度化法施行令第４条第４号に掲げるものを用いる場合にあっては、発電方式（バイナリー型、蒸気フラッシュ型等）も記載すること。再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第４条第６号に掲げるものを用いる場合にあっては、その種類（地中熱、雪氷熱、海水熱、河川熱又は下水熱のいずれか）を記載すること。再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第４条第７号に掲げるものを用いる場合にあっては、その種類も記載すること。

２・３　（略）

②・③　（略）

⑵～⑷　（略）

４～９　（略）

（別表１）・（別表２）　（略）

別記様式第２の３

別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	

森林法第10条の２第１項の特例措置

（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第２号）関係

（略）	（略）
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	
備　　考	

3　地域脱炭素化促進施設の整備の内容

⑴　再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備の内容

①　再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設（附属設備を除く。）

（略）

㈱1　「施設の種類」欄には、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号。以下「高度化法施行令」という。）第４条を参照し、再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において用いるものの種類を記入すること。

＜参考：エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）（抄）＞

第４条

一　太陽光

二　風力

三　水力

四　地熱

五　太陽熱

六　大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）

七　バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（（中略）化石燃料を除く。）をいう。）

なお、再生可能エネルギー発電施設において高度化法施行令第４条第４号に掲げるものを用いる場合にあっては、発電方式（バイナリー型、蒸気フラッシュ型等）も記載すること。再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第４条第６号に掲げるものを用いる場合にあっては、その種類（地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱のいずれか）を記載すること。再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第４条第７号に掲げるものを用いる場合にあっては、その種類も記載すること。

２・３　（略）

②・③　（略）

⑵～⑷　（略）

４～９　（略）

（別表１）・（別表２）　（略）

別記様式第２の３

別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	

森林法第10条の２第１項の特例措置

（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第２号）関係

（略）	（略）
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
（新設）	
備　　考	